

令和 6 年 5 月 1 3 日

令和 6 年夏季早期退職募集実施要項

1 募集の目的

本県警察職員の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年福岡県条例第 27 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うもの

2 募集の対象

令和 6 年 9 月 30 日現在において、勤続期間が 20 年以上又は年齢が 45 歳以上の警察官を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 臨時的任用職員、会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される者
- (2) 令和 6 年 9 月 30 日までに定年に達する者
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集開始日において受けている者又は 4 の募集期間中に受けた者

3 募集人数

10 人程度

4 募集期間

令和 6 年 5 月 24 日（金）午前 9 時 00 分から同年 6 月 10 日（月）午後 5 時 45 分まで

5 退職すべき期日

令和 6 年 9 月 30 日（月）

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 応募しようとする職員は、早期退職募集応募申請書（様式第 2 号の 2）（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、4 の募集期間内に所属長に提出するものとする。

イ 所属長は、当該応募申請書について、警務部警務課長（人事第三係扱い）（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

ア 4 の募集期間終了後、本部長は応募した職員に対し、早期退職募集応募による退職が予定されている職員である旨の認定をした場合は認定通知書（様式第 2 号の 4）を、それ以

外の場合は不認定通知書（様式第2号の5）をそれぞれ通知するものとする。

イ 応募した者が次の・から・までのいずれかに該当する場合は、認定しないものとする。

- ・ この募集実施要項に適合しない場合
- ・ 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ・ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ・ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

ウ 通知は、令和6年7月下旬を予定している。

(3) 応募の取下げ

ア 応募した職員が、応募申請書を提出した後、応募の取下げを希望する場合は、早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）に必要事項を記入の上、所属長に提出するものとする。

イ 所属長は、当該取下げ申請について、警務課長を経由の上、本部長に報告するものとする。

令和6年9月30日

令和7年春季早期退職募集実施要項

1 募集の目的

本県警察職員の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うもの

2 募集の対象

令和7年3月31日現在において、勤続期間が20年以上又は年齢が45歳（用務員は48歳）以上の警察官及び警察行政職員を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 臨時的任用職員、会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される者
- (2) 令和7年3月31日までに定年に達する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集開始日において受けている者又は4の募集期間中に受けた者

3 募集人数

20人程度

4 募集期間

令和6年10月9日（水）午前9時00分から同月23日（水）午後5時45分まで

5 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 応募しようとする職員は、早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出するものとする。

イ 所属長は、当該応募申請書について、警務部警務課長（人事第三係扱い）（以下「警務課長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

ア 4の募集期間終了後、本部長は応募した職員に対し、早期退職募集応募による退職が予

定されている職員である旨の認定をした場合は認定通知書（様式第2号の4）を、それ以外の場合は不認定通知書（様式第2号の5）をそれぞれ通知するものとする。

イ 応募した者が次の・から・までのいずれかに該当する場合は、認定しないものとする。

- ・ この募集実施要項に適合しない場合
- ・ 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ・ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ・ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

ウ 通知は、令和6年12月頃を予定している。

(3) 応募の取下げ

ア 応募した職員が、応募申請書を提出した後、応募の取下げを希望する場合は、早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）に必要事項を記入の上、所属長に提出するものとする。

イ 所属長は、当該取下げ申請について、警務課長を経由の上、本部長に報告するものとする。